個人情報ファイル簿

1四八1月牧ノナイル海	
個人情報ファイルの名称	当別町児童手当受給者台帳
行政機関等の名称	当別町長
個人情報ファイルが利用に供さ れる事務をつかさどる組織の名 称	福祉部保健福祉課福祉係
個人情報ファイルの利用目的	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
記録項目	世帯主又は世帯員の宛名番号、氏名、住所、生年月日、性別、年齢、続柄、生年月日、電話番号、受給者及び配偶者の所得情報、被用者・非被用者の別
記録範囲	0歳から18歳年度末までの児童を養育する保護者 で、当別町内に住所を有する者(公務員を除く。)
記録情報の収集方法	本人または代理人、住民基本台帳システム
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨	
記録情報の経常的提供先	他の自治体
開示請求等を受理する組織の名 称及び所在地	(名 称) 当別町役場総務部総務課 (所在地) 〒061-0233 北海道石狩郡当別町白樺町 58 番地 9
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手続等	石(群坦石) 和 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
個人情報ファイルの種別	 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) □法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有
備考	G/ J / I / P L M M M M M M M M M